

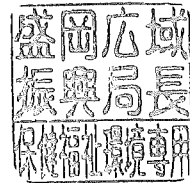
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県盛岡市羽場13地割30番地11

氏 名 株式会社東北ターボ工業 代表取締役 生内 一品
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する

盛岡広域振興局長 小野寺 宏和



許可の年月日 令和 6年 8月 9日

許可の有効年月日 令和10年12月19日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・感染性産業廃棄物
- ・廃ポリ塩化ビフェニル等（高濃度PCB廃棄物を除く。）
- ・ポリ塩化ビフェニル汚染物（高濃度PCB廃棄物を除く。）
- ・廃石綿等
- ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

(以下、裏面記載)

の化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年12月20日 当初許可

平成10年 6月 8日 変更届出書受理 (本店所在地を岩手県盛岡市中太田泉田20番地から変更したこと。)

平成10年12月20日 更新許可

平成15年12月20日 更新許可

平成20年12月20日 更新許可

平成22年 7月28日 事業範囲の変更許可 (特別管理産業廃棄物の種類に汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)を追加したこと。)

平成25年12月20日 更新許可

平成29年10月31日 変更届出書受理 (代表者を生内邦雄から変更したこと。)

平成30年11月21日 変更届出書受理 (特別管理産業廃棄物の種類から感染性産業廃棄物を削除したこと。)

平成30年12月20日 更新許可

令和 4年12月20日 事業範囲の変更許可

(1) 特別管理産業廃棄物の種類に感染性産業廃棄物を追加したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。

(3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。

(4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより

(以下、2枚目記載)



有害なものに限る。)を追加したこと。

令和 5年12月20日 更新許可

令和 5年12月27日 変更届出書受理 (本店所在地を岩手県盛岡市下太田田中1番地2から変更したこと。)

令和 6年 8月 9日 事業範囲の変更許可

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃ポリ塩化ビフェニル等 (高濃度PCB廃棄物を除く。)を追加したこと。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類にポリ塩化ビフェニル汚染物 (高濃度PCB廃棄物を除く。)を追加したこと。

以下余白

4. 積替え許可 (盛岡市の許可) の有無 無

以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

